

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成27年11月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500063号

厚生局事案番号 : 四国(国)第1500006号

第1 結論

平成4年6月から平成6年7月までの請求期間について、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和46年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年6月から平成6年7月まで

就職するに当たり、平成6年7月か同年8月頃に40万円から50万円を預貯金から下ろし、未納であった請求期間の国民年金保険料(納付可能な2年1か月分として36万円から38万円ぐらい)をまとめて納付したにもかかわらず、当該期間が未納となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、平成6年7月又は同年8月頃に社会保険事務所(当時)に未納の国民年金保険料をまとめて納付したとしていることから、過年度保険料と現年度保険料を合わせて納付したことになるが、請求期間当時、社会保険事務所において現年度保険料は取り扱えなかったことから請求内容には不自然さがみられる。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料として36万円から38万円ぐらいを納付したとしているが、当該期間の過年度保険料と現年度保険料の合計保険料額とは大きく相違している上、請求期間以外にも保険料未納期間及び未加入期間が確認できる。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500062号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500027号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA教育委員会B課における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成元年5月1日から平成2年3月1日まで
② 平成2年6月1日から同年10月1日まで

請求期間①及び②について、A教育委員会B課で臨時的任用職員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、請求期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A教育委員会事務局C課から提供された「退職手当裁定台帳」の写しにより、請求者が平成元年5月1日から平成2年2月28日までの期間において、同委員会B課で臨時的任用職員として勤務していたことが認められる。

また、請求期間②について、A教育委員会事務局C課から提供された「平成2年度臨時職員採用予定者健康診断依頼伺」の写し及び同委員会B課の同僚の陳述内容から、期間は特定できないものの、請求者が同委員会同課で臨時的任用職員として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A教育委員会事務局D課は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険加入の届出及び厚生年金保険料控除について、「文書の保存年限を経過しているため確認できる資料が残っておらず、不明である。」旨回答している。

また、請求者の請求期間①及び②におけるA教育委員会B課の雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、請求期間①及び②当時のA教育委員会B課の社会保険事務担当者は、「厚生年金保険加入手続のため、請求者に年金手帳の提示を求めた際に、請求者から、『父のほうで保険に加入しているので、手続は構わない。』旨申出があったため、加入の届出及び厚生年金保険料の控除は行っていないと思う。平成2年6月からの期間についても同様だったと思う。」旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。